大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪府は、高齢者、障がい者等をはじめすべての人が都市施設を安全かつ容易に利用することができる環境整備を促進するため、予算の定めるところにより、大阪・関西万博で取り入れられた先導的なバリアフリー設備を建築物に設置する事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、大阪府先導的バリアフリー実装化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　光警報装置　大阪府福祉のまちづくり条例（平成４年 10 月 28 日条例第 36 号。以下「条例」という。）第 18 条第４項に規定する光により火災の発生を伝える警報装置をいう。

(2)　大人用介護ベッド　条例第 18 条第８項に規定する大人のおむつ交換をすることができる長さ百五十センチメートル以上のベッドをいう。

(3)　先導的バリアフリー設備　光警報装置及び大人用介護ベッドをいう。

（補助事業者）

第３条　補助事業者は次条に定める補助対象施設で先導的バリアフリー設備を設置する者等とする。

ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの

(2)　府税その他租税の未申告又は滞納があるもの

(3)　国又は地方公共団体

(4)　その他知事が事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと判断するもの

（補助対象施設）

第４条　補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第５条及び条例第 11 条で定める建築物とする。ただし、次に掲げる建築物を除く。

(1)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）第２条第１項第 21 号に定める建築（用途

の変更をして令第５条及び条例第 11 条で定める建築物にすることを含む。以下同じ。）をしようとする建築物で光警報装置を設置する場合、床面積の合計が一万平方メートル以上のもの

(2)　バリアフリー法第２条第１項第21号に定める建築をしようとする建築物で大人用介護ベッドを設置する場合、床面積の合計が五千平方メートルを超えるもの

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類するもの

（補助対象事業等）

第５条　補助事業者が補助対象施設において別表１の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　補助対象経費は、別表２の補助対象経費の欄に掲げるものであって、消費税額及び地方消費税額を除いたものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表３に掲げるとおりとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　国庫補助金、大阪府及び市町村の補助金、民間団体の助成金等の交付を受ける場合は、当該補助額を前項の補助対象経費から差し引いた額を補助対象経費とする。

４　補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

（補助金の交付の申請等）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、別表４に掲げる書類を添付しなければならない。

３　知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

４　第１項の補助金交付申請書は、補助事業に着手する 14 日前までに提出しなければならない。

（補助内容の変更等）

第８条　補助事業者は、補助内容又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
(2) 補助金の減額の変更で、交付決定額の 20 パーセント以内の変更

２　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする補助対象事業者は、大阪府先導的バリアフリー実装化事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請をした補助事業者は、当該申請を取下げるときは、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとする。

（状況報告）

第 10 条　規則第 10 条に基づく報告は、大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助事業着手届（様式第４号）を、補助事業に着手した日から起算して 15 日を経過した日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（実績報告）

第 11 条　規則第 12 条の規定による報告は、大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助事業実績報告書（様式第５号）を補助事業の完了の日から 30 日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の報告書には、別表５に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条　知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

２　前項の規定により補助金の交付を受ける場合は、大阪府先導的バリアフリー設備実装化事業費補助金交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（検査等）

第 13 条　知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

２　知事は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

（取得財産等の管理等）

第 14 条　補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した施設について、補助金交付の目的に従って、適切な維持管理及び効率的な運用に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条　規則第 19 条の知事の定める期間は、補助金により取得した財産の処分制限期間について国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第９号）に準拠する。

(義務の承継)

第 16 条　補助事業者が、補助事業実施の成果を新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。